

一般社団法人米沢工業会 会費規程

制定 第一版 平成 24 (2012) 年 10 月 6 日

改定 平成 30 (2018) 年 10 月 13 日(第 2 条)

第 1 条 (目的)

一般社団法人米沢工業会(以下本会という)定款第 8 条の規定に基づき本規程を定める。

第 2 条 (会費の額)

会費の年額は以下のとおりとする。

- 1) 正会員 3,000 円
- 2) 準会員 3,000 円
- 3) 特別会員 1,000 円
- 4) 個人賛助会員 2,000 円
- 5) 法人賛助会員 30,000 円

2、準会員は、入会時に 1,000 円の入会金を納入しなければならない。

3、正会員、特別会員、賛助会員は、入会金納付に必要がない。

第 3 条 (会費の一括前納)

前条の会費について一括前納を認める。一括前納会費は年会費の 10 年分を原則とし、納付後 11 年分の会費に充当する。

2、準会員の会費は本条を適用し、留学生を除き原則として本学部入学時に 10 年分を一括前納するものとする。この前納金を納付後 11 年分の会費に充当する。

3、本条第 1 項の規定は、累積未納金のある会員に対しては適用しない。但し累積未納金を完納し、更に会費前納する場合は、この限りでない。

第 4 条 (会費の減免)

50 年以上会員としての義務を果たした正会員(会費完納者)は、以後会費の納入を免除する。

2、上記の 50 年は、大学の学部卒業時を起算点として計算するものとする。

3、自然災害等著しい経済的損失を受けた会員に対しては、理事会の決議により相当期間の会費を減免することが出来る。この減免処置を受けた会員は、会費減免期間中も会員としての権利を失わない。

第 5 条 (会誌・会報等の配布等)

会費納入義務を果たしている会員は、本会の発行する会誌・会報等は無償配布等、定款

に定める会員としての権利を行使できる。ただし、会員名簿等の頒布については実費を徴収する。

第6条（会費未納者の除名）

定款第11条第1項の規定に従い、会費納入義務を5年以上果さないものは、総会の決議により、会員としての資格を失い、除名される。

2、本条第一項の規定にかかわらず、特殊な事情により会費納入が困難な場合、申告により納入義務を一時停止することができる。この場合、会員資格も停止されるものとする。

3、除名、退会等で会員がその資格を喪失した時は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることが出来ない。

第7条（改廃）

本規程は理事会の決議と総会の承認により改廃することが出来る。

第8条（納入方法及び納入報奨金）

会費は、本会指定の方法(会誌・会報等折込の振替用紙を利用)で納入するか、定款第2条に定める主たる事務所である本部事務局に持参することより、年度の終了時まで納入する。

2、会費を5人以上まとめて一括納入した場合、納入金額の10%を納入代表者に報奨金として還付する。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。